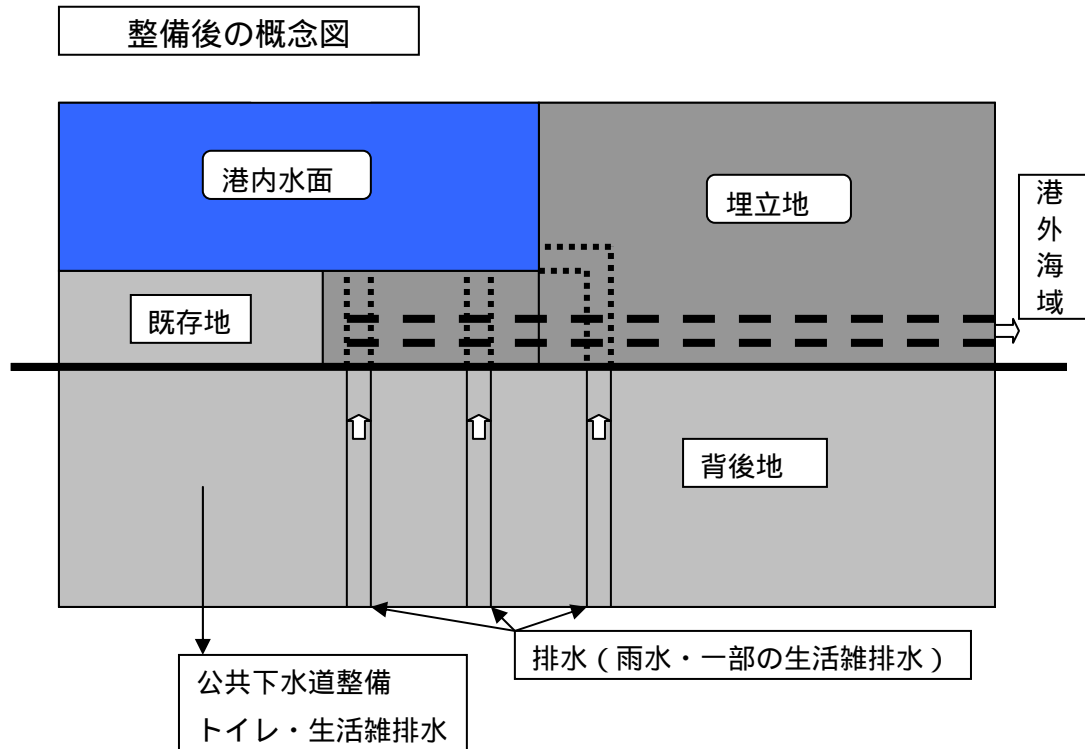


背後からの排水について



背後地からの排水を漁港整備事業で整備する理由

埋立原因者として現状機能を回復する義務があり、埋立により放流場所が消滅するのであれば、排水管を延長するなどして放流場所を確保しなければならない。

背後地からの排水を港外海域へ放流する理由

- ・ 漁港のような閉鎖的な海域に、大雨などにより雨水が大量流入すると、漁港内の水質が淡水化したりヘドロの巻上げによる貧酸素現象が発生し、魚介類が大量に死滅するなどの被害が生じるので、これを未然に防止する必要がある。
- ・ 両漁港内には、漁獲した魚を生きのまま出荷するための生け簀が設置されており、これが死滅した場合の経済的被害は甚大である。また、死滅した魚介類は新たな水質汚染の原因ともなるため、死骸の回収・処理を行わなければならない、これにかかる経済的負担も大きい。

なお、両漁港とも、港内に畜養施設が計画され、漁港整備後、港内で畜養する魚介類の量は大幅に増加する見込みである。

- ・ また、事故等により、背後地の排水路から油等が流入することもあり得、被害防止のためには、港外に放流する必要がある。

【参考】

漁港内で発生した貧酸素現象により斃死した魚



平成15年高石漁港